

# あるある 職場のハラスメント

アトリエエム(株)代表取締役 三木 啓子 第6回

## パタハラと働き方改革 ～ワーク・ライフ・バランスの推進を～

### はじめに

積極的に子育てをする男性のことを「イクメン」と呼びますが、最近は育児と仕事の両立に悩む男性が増えてきています。国は2020年までに男性の育休取得率13%を目標に掲げていますが、微増しているとはいえ、2015年度の取得率は2.65%にしかなりませんでした。(図1)

その背景には、「パタニティ・ハラスメント(パタハラ)」の問題があるのではないのでしょうか。パタニティとは「父性・父であること」という意味で、パタニティ・ハラスメントとは、育児のために休暇や時短勤務を希望する男性社員に対するハラスメント(嫌がらせ行為)のことです。例えば、

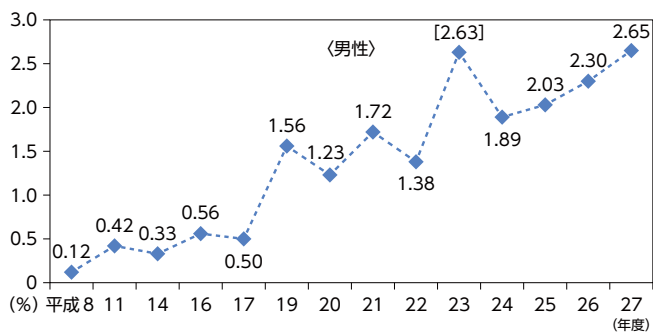
「育休を取ったり、早く帰ったりする男に仕事は任せられない」「子育て中の男は管理職にはなれない」などです。また何年にもわたり給料やボーナスを減額したり、昇格させなかったり、遠方への異動を命じる等不利益を与えることも入ります。

### 男性の育児時間は39分

京都の病院で看護師として働いていた40代の男性が、「3カ月間の育休を取得したために、昇給・昇格の機会が与えられなかったのは違法だ」と訴えていました。大阪高裁は2014年に病院側に24万円の支払いを命じ、「育児・介護休業法違反」との判断を示しました。育休を取得する人に対して「経済的不利益」と「育休取得の抑制」を

することは、育児・介護休業法の第10条で禁止されている、と明確に示しました。

妻の出産時に数日でも育休を取りたいと思っても、あきらめざるを得ない人も大勢います。妻が専業主婦でも、男性が育休を取得できるように法律は改正されています。さらに一定の要件を満たせば、有期契約労働者(非正社員)も取得が可能です。しかし、現実には取得を希望していても、ほとんどの男性が取得できていな



出典：厚生労働省「雇用均等基本調査」  
注：平成23年度の[ ]内の割合は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果

図1 育児休業取得率の推移

あさる 職場のハラスメント

いのです。なぜ取得しなかったのかを尋ねると、一番多い回答が「仕事が忙しい」になります。ほかにも「取得すると周囲の迷惑になると思った」「普段から取得する人が少ない」「取得すると昇進や人事評価に影響すると思った」等の回答があります。男性の育児に携わる時間は、1日あたりわずか39分で、女性の202分とは大きな隔たりがあります。女性が一人で子育てを担っている状況を表す「ワンオペ育児」も問題になっています。「育児は女性がするもの」という「性別役割分業」の考えが、職場にはまだ根強くあるのではないのでしょうか。

育休への理解を

そのような状況の解消に向けて、フレックスタイム制や在宅勤務制度を実施する企業も増えています。N社では10月から「分断勤務制度」の導入を決定しました。在宅勤務などと組み合わせて、会社と自宅で仕事を半分ずつこなすといった自由な働き方が可能になります。子育てや介護などの事情を抱えている従業員には歓迎されています。

U社では、2016年7月から「WAA（ワー：Work from Anywhere and Anytime）」という制度を導入しました。いつでもどこでも、好きなように働くことを認めるユニークな制度です。運

用後の調査では、月に1～2回、または週に1～2回使う人が多く、3割が仕事の生産性が上がったと感じており、残業も減ったと答えています。

おわりに

育休を取得した男性は、会社への好感度がアップすることが調査でも明らかになりました。他にも会社への帰属意識が強まった、資格・専門知識の習得意欲が高まったと回答する人が、取得していない人よりも多くなっています。反対に転職への関心は低くなり、その職場での労働意欲が高まったことが明らかになりました（図2）。

男女雇用機会均等法と育児・介護休業法の改正により、今年1月からマタハラと同様にパタハラの防止は、事業主の措置義務となりました。企業は、男性も女性も仕事と私生活の両立が図れるように「働き方」を見直し、パタハラを防ぐための具体的な取り組みを進める必要があります。

みき・けいこ

ハラスメント・人権・メンタルヘルス研修等を行っている。研修用DVDに「セクシュアル・ハラスメント」「LGBTを知ろう」「マタニティハラスメント」、著書に「LGBTを知ろう」「セクハラ・パワハラその現状と防止対策」「ハラスメント相談員の心得」等。産業カウンセラー。

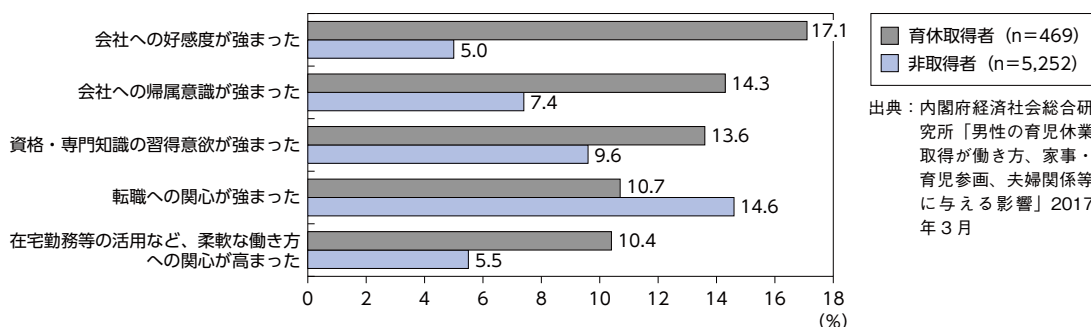


図2 育休取得者と非取得者のキャリアや働き方に対する考え方（複数回答、抜粋）

出典：内閣府経済社会総合研究所「男性の育児休業取得が働き方、家事・育児参画、夫婦関係等に与える影響」2017年3月